

診 断 書（判 定 書）

園児氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日
判 断 基 準 に よ る 種 別	A B C D E F G (当てはまるものに○をつけてください)	判 断 基 準 に よ る 程 度	1 2 3 基準未満 (当てはまるものに○をつけてください)
障 が い 名 ま た は 病 名			
障 が い の 状 況 症 状 治 療 訓 練 等 の 実 施 状 況			
自 宅 や 幼 稚 園 等 で 特 別 に 配 慮 す べ き 事 項			

上記のとおり診断（判定）する。

令和 年 月 日

医 療 機 関 等 の 名 称

所 在 地

診 療 担 当 科 名

科

診 断 者 名

印

（注）

- この診断書(判定書)は、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金申請に係る添付書類となります。
裏面「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準」に基づき診断・判定等の記入をお願いします。
- 一過性の病気や既往症は、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準」における障がいには該当しません。

大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準

障がい種別		障がいの程度		診断・判定できる者 及びその書類
A	視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のも、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B	聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C	知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも	
		3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
D	肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	
E	病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも 【※一過性の病氣や既往症は含まれません】	
F	言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のも	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	その他これに準じる者(これらの障がい主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のも	
G	情緒障がい	1	自閉症、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のも	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のも	

- (備考)
- ・視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
 - ・聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。
 - ・障がい重複している等で基準に定めた検査の実施が困難で数値等が得られない場合は、本判断基準に準じた判断を行うこと。
 - ・当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」に基づき作成しています。